

まちづくりは、地域に住み働く人々が、地域を単なる空間としてではなく、自らの生活の場であるという意識と自覚に基づき、「住み」「働き」「憩う」空間として、安全性や快適性の向上を目標に進めていくことが大切です。

それには市民と行政さらには地域の事業者によるパートナーシップの基に、相互に協力しながら、まちづくりを円滑に進めていく必要があります。

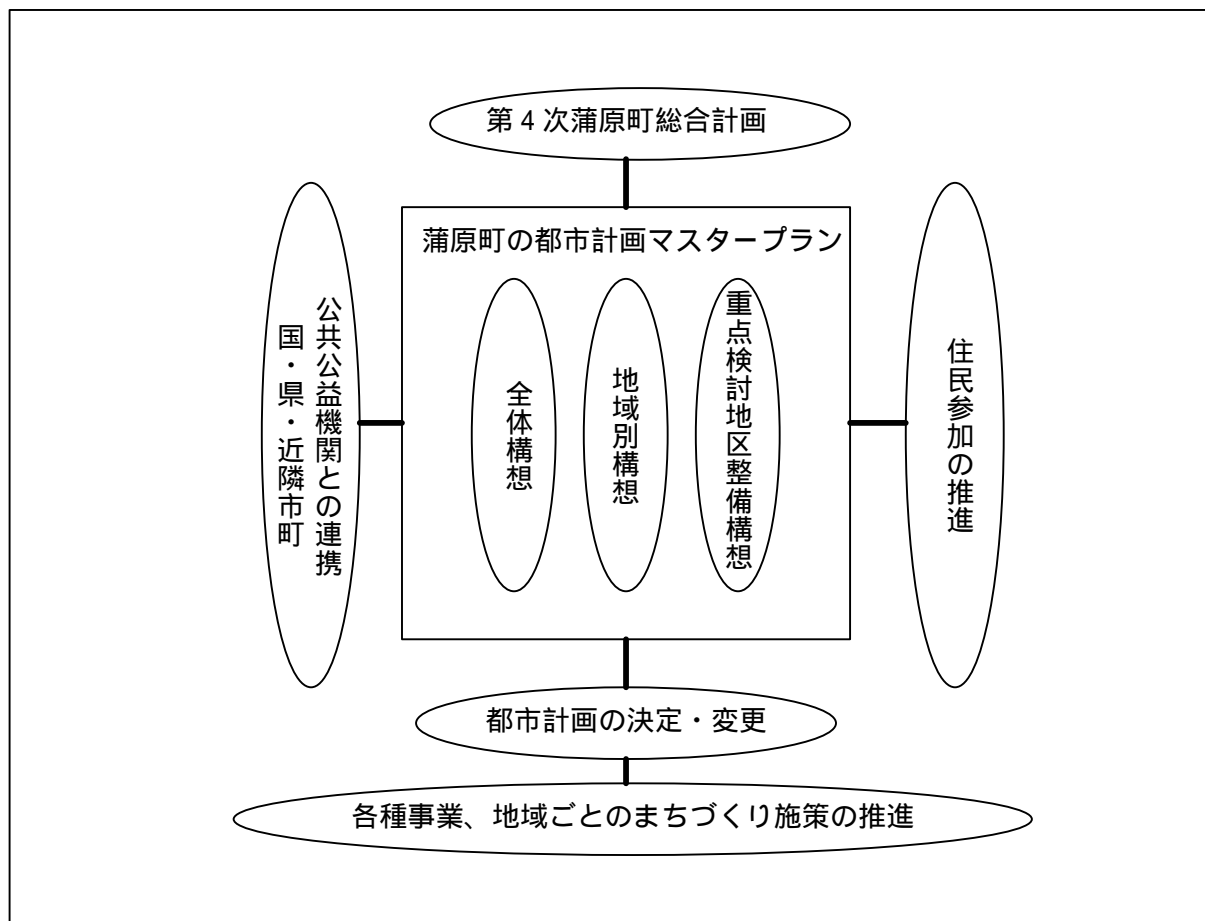
1. まちづくりの基本的な進め方

1) 都市計画マスタープランから具体的なまちづくりへ

多くの住民の参加と協力により、取りまとめられた「蒲原町都市計画マスタープラン」は、これからの当町の都市計画の基本的な考え方を示すものです。

今後、この都市計画マスタープランを基に各種の事業やまちづくりを進めていくためには、様々な都市計画の決定や変更、制度やルールづくりなどの取組みが必要となります。

まちづくりの基本的な進め方



2) 都市計画の決定、変更と地区計画制度

都市計画マスタープランのうち、新たな幹線道路や土地利用については、現在の都市計画に加えて新たな計画決定や変更を行なう必要があります。

また、地区の環境を保全したり、改善する必要がある場合は、地域住民の参加や協議により、地区計画を定めていくことが必要となります。

都市計画の決定や変更、地区計画制度の導入などについては、計画の熟度や事業の可能性などを判断しながら、適切な時期に実施していくものとします。

3) パートナーシップによるまちづくり

都市計画マスタープランに基づき、まちづくりや各種の事業を進めていく上で特に重要なことは、住民の理解と協力に加え、まちを良くしていこうという住民や事業者等の自主的な活動とこれに対する行政の支援や努力など、住民と事業者と行政のパートナーシップによるまちづくりです。

住民は、周辺的环境に配慮した住まいづくりなど、自らできることからまちづくりをはじめると共に、自分達の身近なまちを見直し、より住み良いまちにしていくために、地域の人々と共に考え、実行する必要があります。

また、町は、こうした住民主体のまちづくりに対して課題の提起、各種支援策の充実や公共施設の整備を推進していきます。

4) 効率的、総合的なまちづくり

経済状況の変化によって今後の財政事情は厳しくなることも想定されることから、都市計画マスタープランの内容を実現していくためには、住民の協力と共に、整備の優先順位の設定や財源等との調整による、より効率的なまちづくりを進める必要があります。

また、土地区画整理事業や道路、公園等の基幹的な整備を推進すると共に、景観等の誘導的なまちづくりの組み合わせを検討し、総合的なまちづくりを進めます。

2. 住民参加のまちづくり

1) 都市計画マスタープランから具体的なまちづくりへ

住民のまちづくりに対する気運を波及させていくためには、様々なメディアを活用し、まちづくりに関する情報システムの確立を図ると共に、まちづくりに関連したフォーラム、シンポジウム、コンクール等の開催やまちづくり表彰制度等を通して、町民だけではなく当町で働き集う人々をも対象とした啓発活動を展開していきます。

また、公園や広場づくり、緑化活動、みちづくり等身近な生活空間づくりから住民参加を展開し、まちづくりをより親しみやすいものにしていきます。

2) 住民や事業者への支援

住民や事業者がまちづくりを自主的に進めるためには、行政による支援体制の強化を図る必要があり、まちづくりの相談機能の充実や自主的なまちづくり活動を支援するための団体助成や専門家派遣制度などを実施します。

3) まちづくりのルールづくり

まちづくりには住民参加が必須条件であることから、活動のよりどころとなる参加の方法や形態など、法的な位置づけを明確にしたルール等を定め、地区計画制度等による地域レベルあるいは地区レベルの特性を活かした、きめ細かい計画を検討します。

4) まちづくりリーダーとなる人づくりへの支援

まちづくりは、そのまちに住み、働き、集う人々が自主的に行なうべきものですが、多様な価値観を持った個人が、お互いの価値観を認め合いながらまちづくりに力を合わせていくためには、大きな労力と時間を要します。

こうしたまちづくりを進めていく上で、地域のリーダーとなって、まちづくりを推進する人の存在が、大きな力となる場合が多く見受けられます。

町は、地域の中で人材を発掘し、地域のリーダーとして活躍するための情報や場の提供など、様々な場面で人づくりへの支援を積極的に行なっていきます。

3. まちづくりの推進体制の充実

1) まちづくり支援策の充実

地域住民を主体とし、地元の活力を活かす誘導型のまちづくり事業を推進するためには、それぞれの地域、条件に適した様々な事業手法やまちづくりの支援メニューが必要です。

まちづくり支援に関する条例・要綱等

まちづくり支援策の例	支援、助成の概要
蒲原町土地利用対策委員会設置	町内の土地利用の調整について審議を行なう土地利用対策委員会の設置
蒲原町・新蒲原駅周辺開発計画協議会設置	新蒲原駅周辺の総合的な開発計画の策定の協議を行なう協議会の設置
蒲原町建築協定条例	住宅地又は商店街の環境、利便を高度に維持推進
蒲原町生け垣づくり補助交付	花と緑のまちづくりを推進するため、生け垣づくりをする者に対する補助金の交付
蒲原町文化財保護条例	文化財の保存及び活用のための必要な措置
蒲原町まちなみデザイン推進事業費補助金交付	まちなみデザイン推進事業を実施する協議会組織に対する補助金の交付